

文化芸術に関する大会等出場激励金交付基準

第1 趣旨

袋井市民の文化芸術の振興を図るため、文化芸術に関して全国大会等に出場する個人又は団体に対して、予算の範囲内において激励金を交付するものとし、その交付基準について必要な事項を定める。

第2 交付の対象

交付の対象は、袋井市に在住、在勤、在学する者及び袋井市に所在する団体で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 国際大会への出場。
- (2) 各省庁等の主催による全国大会への出場（地区予選を経ること）。
- (3) 全国高等学校総合文化祭への出場。
- (4) その他市（教育委員会含む）が特に適当と認める場合。

第3 交付の額

激励金の額は、次の表に定めるところとする。

| 項 目 | 個 人 |
|------------------|---------|
| 第2の1号に該当する場合 | 50,000円 |
| 第2の2号から4号に該当する場合 | 5,000円 |

| 項 目 | 団 体 | |
|------------------|------------|--------------|
| | (5人以上9人以下) | (10人以上19人以下) |
| 第2の1号に該当する場合 | 300,000円 | 300,000円 |
| 第2の2号から4号に該当する場合 | 30,000円 | 50,000円 |

| 項 目 | 団 体 | |
|------------------|--------------|----------|
| | (20人以上29人以下) | (30人以上) |
| 第2の1号に該当する場合 | 300,000円 | 300,000円 |
| 第2の2号から4号に該当する場合 | 100,000円 | 150,000円 |

備考

- 1 各派及び各流派別大会は除く。
- 2 市外に所在する団体に袋井市在住者が属する場合には、袋井市に住民登録を有する者の数を団体の人数とする。
- 3 4人以下の場合は、個人金額に出場人数を乗じて得た金額とする。
- 4 作品だけが出展される場合は交付しない。
- 5 同一種目による同一個人への交付は3回までとする。

第4 支給の方法

激励金は、大会出場の人又は団体の代表者に対して交付する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

この基準は、平成21年12月1日から施行する。

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。